2 スポーツと人権

スポーツにはフェアプレイの精神という優れた道徳倫理がある。スポーツの実践を通じて人格を形成するマナー、モラル、エチケットが人類史の共通財産であることを学ぶ。スポーツに名を借りた人権侵害は許されない。法律に抵触する暴力、体罰、セクシュアル・ハラスメント行為はスポーツの品位をおとしめる。

日本スポーツ仲裁機構(JSAA)という新しい組織は、スポーツ界が独自に社会的正義の実現をめざす紛争解決制度である。

1 スポーツ倫理と基本的人権

1) スポーツ権

スポーツ基本法(以下、基本法という)がスポーツ振興法(以下、振興法という)の全面改正として立法された。50年振りに全面改正となった基本法が新しいスポーツルールとなってスポーツ界に施行されたのである。基本法にはスポーツ界のフェアプレイの精神・スポーツマンシップという古典的な理念に、法の下の平等を貫徹させ、透明性・公平・公正等の法律の理念が盛り込まれている。

ヨーロッパのスポーツ先進諸国では「体育・スポーツの実践は、全ての人間にとって基本的人権である。」(1978年10月:ユネスコ第10回総会:体育・スポーツ国際憲章第1条)と定められているように、スポーツ権は国際的には既に人間の有する基本的人権の一つである、と理解されてきた。

日本国憲法におけるスポーツ権の法的根拠は、直接保障するとは明記されていないが憲法13条[1](個人の尊重・幸福追求権)・25条[2](国民の生存権・国の社会保障的義務)・26条[3](教育を受ける権利・教育の義務)など憲法の条文から、自由権的性格・人格形成権的な性格・社会権的な性格を有する基本的人権として導き出される。

改正前の振興法は「スポーツ」の定義を定めたが、「スポーツ権」についての記載はなかった。前文と5章35条で構成されている基本法は、国の責務を定めて憲法上の基本的人権たるスポーツ権を前提に、前文と基本法2条に「スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利」と初めて明記したのである。

一般的に「基本法」は憲法と裁判規範たる個別法をつなぐ法律として位置するといわれている。そこで、基本法は、市民を権利の主体として権利利益を保護すべく「新たにスポーツ基本権を創設する」とまで端的に記述されなかった。基本法はスポーツ権の主体・具体的な権利の内容・対象を確定的に記載せず、将来制定される個別法に委ねる。

個々人を対象にしてスポーツに関する権利義務を定めていないし、組織たるスポーツ団体に対しても権利義務を定めてはいない。ただし、基本法5条3項において、スポーツ団体は社会的な責任を有するもので、スポーツに関する紛争を迅速かつ適正に解決すべき、とスポーツ団体に努力義務条項を定め、具体的なスポーツ紛争解決制度について、支援と必要な施策を講ずるものとすべく基本法15条に定めた。

保守的な法解釈学の発想からは、憲法理念の具体化であることは確かだが、基本法の内容は、多くがプログラム規定・訓辞規定にすぎず、具体的な権利・義務を定めた個別法のような裁判規範としては機能しない、との主張に結びつきやすい。

つまり、「基本法の特質に対して、伝統的な法規概念の立場からは、国民の権利・義務に関する規定がないので法規範とはいえないのではないかという指摘」(引用:小野寺理「立法と調査」NO.209・1999年1月)があるという。

しかしながら、スポーツという国際平和社会を視野に、グローバルな新しい社会の分野を切り開く市民の立場の法理論からは「基本法は、それぞれの行政分野において、いわば『親法』として優越的な地位をもち、当該分野の施

1 日本国憲法第13条
「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」

2 日本国憲法第25条
「①すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。②国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」

3 日本国憲法第26条
「①すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。②すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。」

策の方向付けを行い、他の法律や行政を指導・誘導する役割を果たしているわけです。」(同上、小野寺理)との発想が的確である。

確かに、基本法の個々の条文をさらに具体化するスポーツ政策は、スポーツ基本計画やスポーツに関する個別立法により遂行されることになる。

ここで大切なことは、スポーツ権を侵害されたアスリートや市民は基本法の個々の条文を根拠にして裁判所に提訴することはできないと否定的に考えるべきではない、ことだ。基本法が創設された新時代では、抽象的な条文だからこそ、司法判断を仰ぐことが可能で、「する人、観る人、支える(育てる)人」の権利保護の範囲を広く覆い、閉鎖的な部分社会論を越えて、積極的な、事実に則した柔軟な法解釈が発想できる。

スポーツを国家戦略にするにせよ、草の根のスポーツ振興を図るにせよ、さらには大相撲の八百長問題や国民体育大会の参加資格問題を例に挙げるまでもなく、勝手気ままな権力者による組織運営、恣意的な自由裁量権の乱用や先輩・兄弟子の無理強いなどアマ・プロスポーツ界には多くのトラブル紛争が埋もれている。

まさに、スポーツ権を侵害されたアスリートや市民が、スポーツの自治・自律や、ガバナンス・コンプライアンスを通じたスポーツ組織の透明性・効率性を求め、幸福で豊かな生活を営むべく自己の権利の救済を訴訟・スポーツ仲裁で図りたいとの現実的かつ本源的な期待が存する。

したがって、具体的な「スポーツ権」を確立していくためには、個々の様々な紛争が、正義と公平の観点から、法の支配のもと、訴訟やスポーツ仲裁で解決され、その結果が「スポーツ権」の侵害された先例として着実に判例法が日々形成されることが重要である。

2) スポーツ倫理と法

① フェアプレイの精神

スポーツに参加するものは、上手、下手にかかわりなくスポーツの「内在する危険」を知って参加するという前提がある。体育は教育的配慮による強制もあるが、スポーツは自由意思にもとづく任意の活動なのである。つまり、スポーツは、危険を内包し、競技参加者はそれを承知している以上、ルールにしたがった結果の傷害行為には違法性がない。

スポーツの世界には、フェアプレイの精神、スポーツマンシップ、健全な心は健全な肉体に宿るなど、人びとの心に美しく響く言葉がある。スポーツ競技のルールとは、本来プレイヤーの行為を審判がただちに違反か否かを判定し、公平かつ生き生きとしたゲームをつくるための基準である。ここでのルールは単に犯人の白黒を決めるためというより、スポーツを楽しむためのマナーやエチケットといった道徳律でもある。それゆえ、最低限のモラルをさらに高めてルールを遵守するプレイヤーの行為に称賛の声があがる。ファインプレイは、スポーツマンが自己の能力と体力の極限に挑戦し、対等平等なルールの下で発揮されるから美しいのである。

② ルールを守る

スポーツはルールの存在するゲームである。しかし、スポーツゲームの内容・勝敗は参加する競技者つまり人が作るのであり、同じルールのもとでも、全く同一のゲーム展開はない。子どもはテレビ等を通じてスポーツルールを知識として知り、大人の真似をする。少年少女に指導者がルールを守ることを指導することは重要である。

そして、道徳律としてのルール・競技運行のための技術ルールとともに、危険を防止するためのルールがあることを忘れてはいけない。競技参加者すべてに「スポーツにはルールがある」という自覚を確立させることが安全対策の第一歩であり、ひいては事故防止につながるのである。スポーツルールの徹底、とくに危険防止のためのルールを守る姿勢が大切である。「ルールを守って、全力を尽くす」ことを主眼にするのか、それとも「勝つために、審判にわからない反則があってもいい」「スポーツも勝負である

以上、相手の裏をかくのが早道だ」と考えるかは、スポーツマンとしての人格形成に重大な影響を与える。

③ 違法性がない

スポーツ事故の責任に関して講学上「危険の引受」「許された危険」「被害者の承諾」「社会的相当行為」など違法性阻却事由が考慮されているとおり、要するに、スポーツに参加するもの同士には特別な信頼関係があり、多少のケガが生じても、法はスポーツの世界に介入しないのである。

しかし、「フェアプレイの精神やスポーツマンシップを強調して、暴力の根絶を目指すには限界がある。また、それをルール化して厳罰主義で臨むことにも問題がある。むしろ、あり得ることとして許容して、暴力の状況によって対処を区別することが重要であろう。基本的な区別はプレイ中のプレーヤー同士の暴力とそれ以外の暴力との間に為されるべきであろう」[1)]

そして、一般市民間の交通事故などと異なり民事・刑事訴訟にならない基盤がスポーツルールであり、とりわけ危険を防止する安全に関するルールは重要である。スポーツは闘争やケンカと異なり、格技であっても相互の身体を守るためのルールが確立しているのであり、そもそも根底には、たとえ明確なルールがなくても相互に危険を回避し、事故を防止する信頼関係が存在しているのである。

一言でいうとルールに従ってスポーツをする限り、危険に対する安全配慮義務を尽したことになり、社会的に正当な行為とみなされ、法的には違法性がないのである。

危険と隣合わせのスポーツの歴史は一面では、スポーツ技術と道具を進化させ、世界記録を更新するとともにルールを改正しながら進歩してきた人類の歴史とも言えよう。

2 暴力・体罰の禁止

1）暴力は処罰の対象となる

スポーツ基本法第2条（基本理念）1項は「スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。」そして同2項で「スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。」と定め、さらに同4項で「スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。」と定めた。

つまり、暴力・体罰は許されない。

もし、スポーツ紛争が生じたときは、スポーツ基本法第15条（スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決）は「国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。」と定めスポーツ紛争の法的処理の必要性を定めた。

2）体罰の禁止

① 懲戒権の内容

法的には、父母は親権者として「必要な範囲内で、自ら子を懲戒できる」（民法822条）と規定する。また学校教師は学校教育法（昭1947年3月31日）第11条（学校生徒等の懲戒）で「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、監督庁の定めるところにより、

学生、生徒、及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」と定め、間違いを正すため叱ったり、強く注意したり、教室内に立たせる等の事実行為たる懲戒は心身の発達が未成熟な少年達を、教化育成するために法律によって許されている。法務省法務調査意見（昭1948年12月12日）は体罰に該当する具体例について「懲戒の内容が身体的性質のものをいい、たとえばなぐる、けるのような身体に対する直接の侵害を内容とするものはもちろん、端座、直立、居残りをさせることも、疲労、空腹その他肉体的苦痛を与えるような懲戒」を挙げている。

② 体罰は違法である

スポーツ指導者の場合、「スポーツ指導契約」の合意の一つとして、保護者たる法定代理人親権者父母から、スポーツ指導に必要な範囲で子ども達を懲戒することの了承を得ていれば懲戒は許される。但し、この場合でも「体罰」は許されない。なぜなら体罰とは子どもに対して「生の暴力」で行われ、明らかに懲戒を越えて肉体的苦痛を与えるものであり、体罰をもって子どもに恐怖心を与え規律に従わせるという、まさに非教育的な行為だからである。

しかも、体罰が法律要件で許容されていない結果、たとえ両親との契約で許されていても親権の乱用にあたる。体罰の範囲や程度が個々のスポーツ指導者の自由裁量とすれば、例えばハードトレーニングがシゴキとなり感情も込められて傷害の可能性は極めて高く、どんなに注意しても身体事故は不可避となる。

③ 判例

判例は体罰に関して厳しい判断を下してきている。

■ 福岡高裁1996年6月25日（判例タイムズ921号297頁）は「学校教育法11条が但書きで体罰を禁止しているのは、体罰がとかく感情的行為と区別しがたい一面を有している上、それらを加えられるものも人格の尊厳を著しく傷つけ、相互の信頼と尊敬を基調とする教育の根本理念と背馳しその自己否定につながる。」と体罰禁止の意味付けを述べる。

しかしながら、学校教育の場で本来生徒の生命・からだの安全を配慮する義務を負う教師が、逆に生徒の生命・からだを脅かす体罰事件があとを絶たない。

その背景には鉄拳制裁やビンタが「教育への熱意のあまり」「多少の厳しさも必要」「口で説明するより手の方が分かりが早い」といった体罰容認の雰囲気があるからである。

■ 鹿児島地裁1990年12月25日判決（判例時報1395号124頁）は「ところで鹿児島市においては、傷害が発生しないにせよ、本件体罰に近い程度の体罰がしばしば行われ・・・学校関係者や保護者の一部で、やむを得ないこととしていわば容認されていることは、公知の事実ともいえることを考慮すると・・・原告の精神的打撃を些少に見るべきではない。」と体罰を生み出す社会構造を指摘する。

■ 千葉地裁1980年3月31日（判例時報1112号58頁）は、千葉県立高校一年の女子生徒が「必殺宙ぶらりん」と称する懲戒懸垂で落下負傷した事件で、損害賠償請求は認容したが「教師が生徒に傷害を与える意思で懸垂をさせたのではない」「ことさら長時間にわたって生徒らに懸垂したままの状態を保持させようとはしていない」として体罰は否定した。しかし、損害賠償が認められたのは体罰はないとしても「体育授業の本来的目的から外れるものであるから、それを行う必要があり、その方法が通常行われているもの（例えば運動場内のマラソン、うさぎ跳び、正座など）にして社会通念上相当にして、かつ危険を伴わないことを要する」と裁判官は判断し、懲戒の限度を越えた違法性があると認定したからである。

3 スポーツと社会規範

1）セクシュアル・ハラスメント

① モラルの欠如と法的責任

2004年アテネ、2008年北京両五輪で男子柔道66キロ級を2連覇し金メダルを獲得した元アスリート(33歳)が引退後、九州看護福祉大学の客員教授に就任していたが、飲酒のうえ未成年の柔道女子部員にセクハラ行為をしたとして懲戒解雇された。警視庁は準強姦容疑で逮捕し、2011年12月27日東京地方検察庁は元アスリートを準強姦罪で起訴した。

さらに全柔連は指導者登録を停止処分にしたが、元アスリートは容疑を否認し、刑事事件は係属中である。本事件は、スポーツ有名選手の不名誉な話題としてテレビ・新聞等マスメディアで大きく取り上げられた。

いままで泣き寝入りで表沙汰にならなかったが、最近のスポーツ界において問題視されているのが、セクシュアル・ハラスメントと言われるスポーツ指導者による異性競技者や異性指導者への性的モラルの欠如である。通常セクシュアル・ハラスメントとは、相手の意に反する執拗な性的な言動と定義づけられる。その言動は「刑事法の観点からすれば、強姦、強制わいせつ、痴漢行為等となる。民事法的にみれば、損害賠償事件となり、労働法の観点からは、加害者に対する懲戒処分事案(解雇、降級・降格、配置転換、戒告)となる」[2)]

マスコミにおいてスポーツ界の「セクハラ行為」を取り上げる事例が目立ち、訴訟になるケースも少なくない。しかしこの問題には判断が難しい面も多く、当事者間での受けとめ方と第三者が抱く印象が大きく異なる。たとえば疲労回復のためのマッサージ行為などにおいて、競技者の身体的特徴をよく理解しているスポーツ指導者が行うケースでは、当事者間では日常の行為であっても、第三者には「セクハラ行為」に映ることがある。ゴール後の抱擁なども同様である。しかし一方で、競技会への出場者選定を背景に権威をかさにきた指導者の「セクハラ行為」を競技者自身が黙認するケースもないわけではない。これらの事象に求められるのは、常に公明正大であることと基本的なモラル、いわゆる社会規範の遵守である。

2001年10月大分県の元高校教諭が陸上部女子部員に対する行為によって起訴された。この事案を契機として、日本陸上競技連盟は競技者、指導者、企業・弁護士などの専門家からなる倫理検討委員会を設け、アンケート調査とさまざまな角度から検討を重ねたのち、2002年9月スポーツ界でいち早く「倫理に関するガイドライン」を定め会員及び、中・高体連、実業団などへ未然防止の徹底を図った。

商業スポーツ施設など企業における雇用契約関係であれば、1999年4月1日改正施行された、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)第21条（職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の配慮)が、「事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する女性労働者の対応により当該女性労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該女性労働者の就業環境が害されることのないよう雇用管理上必要な配慮をしなければならない。」とセクシュアル・ハラスメントの防止義務を定め、違反行為は裁判沙汰に発展する事態というのが一般常識である。

従って、企業はセクシュアル・ハラスメントが生じないようにする配慮義務があり、もし上司と部下が仕事に関連してセクシュアル・ハラスメントが発生したときは、使用者責任[4]が追求され、複数の加害者がいるときは共同不法行為責任[5]が問われる。

② 判例

■ 東京地裁2000年3月10日(判例時報1734号140頁)は会社代表者から入社以来長期間にわたり性的嫌がらせを受け、不当に解雇された事件で、不法行為たる強姦未遂行為により心的外傷ストレス障害となったことを考慮して慰謝料を180万円と算定した。

■ 千葉地裁松戸支部2000年8月10日(判例時報1734号82頁)は市議会で男性議員が女性

4 民法715条
「ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う」

5 民法719条
「数人が、共同の不法行為によって、他人に損害を与えた場合は、各自連帯してその賠償する責任を負う。共同不法行為を行った者の中で、損害を与えたことを知らなかった者も、責任を負う。」

議員に「男いらず」と呼びかけた行為が、議員として保持すべき品位を欠いた女性蔑視の侮辱的な発言であり、女性議員の人格権、名誉を侵害した不法行為となること。男性議員の発行する情報誌の記事に「オトコいらず」と記載し不特定多数に配布する行為は名誉毀損・人格権侵害として執拗さ・害意の強いセクシュアル・ハラスメントに該当し、金40万円の損害賠償を認容した。

■ 仙台高裁2001年3月29日（判例時報1800号47頁）は大学の女子職員が大学教授から性的嫌がらせを受けたことは不法行為（民法709条）に該当するとして慰謝料200万円を認容した。

裁判所は大学教授の合意に基づく性的関係との抗弁に対し、「被控訴人（女子職員）が控訴人（大学教授）を信頼し、また、その指示・要求に従わざるを得ない立場にあるのを不当に利用して本件行為に及んだものというべきであって、その行為は非難されなければならない。」と判断し、控訴人（大学教授）の行為は「意に反する性的行為ないし性的関係を強要したものというべきであり、右行為は被控訴人の性的自由を侵害するものとして不法行為に当たる。」と認めた。

但し、女子職員の慰謝料請求金1000万円を第一審は600万円と認容したが、控訴審が200万円に減額する理由として、「被控訴人（女子職員）の行動も無警戒にすぎ、本件現場においても、被控訴人が控訴人の要求を断固として拒否する態度に出たならば本件行為にまで至らなかった。」と指摘した。

2）倫理に関するガイドライン

日本体育協会は2004年4月1日「財団法人日本体育協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」を制定した。

スポーツ指導の際に問題解決の手段として暴力や脅迫的な言動を厳に戒める。親しみの表現であっても、個人によって受け止め方が異なり、安易に性的言動、表現を行うことを厳に戒める。上司と部下、先輩と後輩などの上下関係を利用し、立場の弱い者に、人道に反する行為を強要しないこと。補助金の不適切な会計処理や横領など金銭管理に関する健全化等々、留意すべき点を指摘し、倫理や社会規範に関する意識の啓発と問題の発生を未然に防ぐために「倫理に関するガイドライン」がまとめられた。

もとより、スポーツ指導者は指導に当たりスポーツ参加者の名誉を尊重して個々のプライバシーを配慮しなければならないことは当然である。

一般的にスポーツにかかわるすべての人々の自由かつ平等な人間関係を形成しなければならない。しかし、往々にして当たり前の感覚として、スポーツ指導者は権威的に競技者との間に主従関係をつくりがちである。それ故、暴力、セクシュアル・ハラスメント、地位利用など不適切な言動を防止するため自覚的な意識改革が求められている。

4 スポーツ仲裁と社会的正義の実現

1）日本スポーツ仲裁機構

シドニーオリンピックの代表選手に選ばれなかった競泳女子自由形の千葉すず選手が、国際オリンピック委員会（IOC）の設立した「スポーツ仲裁裁判所（CAS、本部スイス・ローザンヌ）」に2000年5月提訴し、訴訟や民事調停と異なる「仲裁」という法律用語がマスコミを賑わした。「千葉選手によるこの出来事は、この国にもスポーツを変革させようとする新たなスポーツイノベーターが誕生しつつあることを実感させてくれました」[3]との識者の声が挙がった。

スポーツ競技者と競技団体とのトラブル・紛争は様々ある。例えば、国際大会、国内大会の代表選手の選考を巡る処分・当該競技大会への参加資格・競技者やコーチの登録停止や処分・強化選手指名除外処分・ドーピング検査の検体陽性に基づくメダル剥奪や出場停止処分に対する不服申立である。もちろん法的問題であれば、裁判所に提訴することによって解決可能である。しかし、スポーツを巡る多くのトラブル・紛争は法的問題と言えず、

裁判所に提訴しても門前払い(訴え却下)になる。そこで、競技者の権利を保護するためスポーツ界のルールの明確性・透明性を高め、公平・公正な社会的正義の実現を求めて2003年4月7日「日本スポーツ仲裁機構」(Japan Sports Arbitration Agency：JSAA)が設立された。

日本スポーツ仲裁機構が取扱う案件は、申立人を競技者および競技チームとし、競技団体を相手方とするもの(それ故、申立費用は競技者の負担軽減を考慮し5万円と低額に定めた)、設立母体たるJOC・日本体育協会・日本障害者スポーツ協会およびその加盟・準加盟競技団体のなした決定・裁定など処分を争うもの、またスポーツ競技の場における審判の判定は除外するもの、と定めている。スポーツ紛争解決のための第三者仲裁機関の存在は、社会的正義の実現とともにいわば体育会系の先輩後輩という「文句の言えない」「泣き寝入り」という封建的な日本スポーツ界の体質を改革し、組織の質を向上させる役割もある。2004年9月よりJSAAは「特定スポーツ仲裁規則」を新たに定めて、商業紛争や草野球のスポーツトラブルの申立も受理・認める体制となった。

2）薬物乱用・ドーピングの禁止

オリンピックやワールド・プロスポーツ界で話題になるように、スポーツ仲裁の設立理由の一つドーピング防止紛争である。世界ドーピング防止規定(WADAコード)は国際的なレベルの競技者(アスリート)が関与するドーピング制裁措置はスポーツ仲裁裁判所(CAS)のみに上訴できるが、国内的なレベルの競技者が関与するドーピング制裁措置は、独立かつ公正なその国の上訴機関に委ねるものと定めた。

そこで、世界スポーツ界と軌を一にして国際標準規定に準拠する「国民体育大会ドーピング・コントロール規定」が2003年4月1日施行され、第58回国民体育大会静岡国体(2003年開催)からドーピング検査が実施された。この規定により国体ドーピング違反で制裁処分された競技者及び監督・コーチ・チームドクターなど競技支援要員は「日本スポーツ仲裁機構(JSAA)」に上訴できると定められた。従って、日本スポーツ仲裁機構(JSAA)はドーピング違反を巡る紛争を解決する国内の裁判外紛争処理機関(ADR)としての存在意義は大きい。

初めての仲裁判断を発表する日本スポーツ仲裁機構の道垣内正人・機構長(左)と菅原哲朗・専務理事(2003年8月4日)写真提供：共同通信

【参考文献】
1）中村浩爾：青少年スポーツのあり方と倫理のルール化の進展．日本スポーツ法学会年報，9：26−42，2002
2）白井久明：スポーツにおけるセクシャルハラスメント．日本スポーツ法学会年報，10：80−89，2003
3）友添秀則：スポーツ倫理を問う．大修館書店，2000